

福岡県公報

平成24年3月28日
第3381号

目次

告示(第527号-第581号)

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
(砂防課) 3
- 肥料取締法に基づく肥料の登録
(農林水産物安全課) 4
- 肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新
(農林水産物安全課) 4
- 肥料取締法に基づく肥料の登録の失効
(農林水産物安全課) 5
- 肥料取締法に基づく肥料の登録事項の変更
(農林水産物安全課) 6
- 指定構造計算適合性判定機関の名称の変更
(建築指導課) 7
- 道路の区域の変更
(道路維持課) 7
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
(下水道課) 7
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
(下水道課) 8
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
(下水道課) 8
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
(下水道課) 9
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
(下水道課) 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出
(中小企業振興課) 10
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 10

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 11
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 11
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 11
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 12
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 12
- 保安林の所在場所等
(森林保全課) 13
- 保安林の所在場所等
(森林保全課) 13
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 13
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 14
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 15
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 16
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(森林保全課) 16

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ……………	16
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ……………	17
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ……………	18
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	18
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	18
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	18
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	19
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ……………	19
○土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ……………	26
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ……………	34
○土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ……………	39
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	43
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	45
○生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ……………	45
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) ……………	46
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) ……………	46

公 告

○管理理容師資格認定講習会の指定 (保健衛生課) ……………	47
○管理美容師資格認定講習会の指定 (保健衛生課) ……………	47
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (子育て支援課) ……………	47
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (子育て支援課) ……………	48
○福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………	48
○福岡県立総合プールの利用料金の承認 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………	50
○福岡県馬術競技場の利用料金の承認 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………	52
○福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金の承認 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………	53

公安委員会

○福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) ……………	55
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) ……………	55
○福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) ……………	60
○意見募集の結果の公示 (警察本部交通企画課) ……………	60

内水面漁場管理委員会

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (水産振興課) ……………	60
○ブルーギルの駆除推進水域の指定 (水産振興課) ……………	61

告 示

福岡県告示第527号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年3月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福津

(2) 所在地 福岡県福津市福間駅東土地区画整理事業地内100街区1ほか

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) イオンモール福津	イオンモール福津

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか119者
未定	

福岡県告示第528号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年3月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福津

(2) 所在地 福岡県福津市福間駅東土地区画整理事業地内100街区1ほか

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)	
	変更前	変更後
建物下(駐輪場No.1)	539	520
建物北西側(駐輪場No.2)	260	355
建物東側(駐輪場No.3)	46	70
建物南西側(駐輪場No.4)	138	225
建物南側(駐輪場No.5)	126	120
建物南東側(駐輪場No.6)	221	40
合計	1,330	1,330

福岡県告示第529号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 区域の名称 一丁五反

2 区域の所在地 嘉麻市千手字一丁五反

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から11号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と11号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
嘉麻市千手字一丁五反	393番	1号
	398番1	2号及び3号
	458番	4号
	457番	5号
	452番5	6号及び7号
	473番1	8号
	460番1	9号
	466番1	10号及び11号

福岡県告示第530号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条1項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月 28 日

福岡県知事 小 川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2248号	乾燥菌体肥料	キリン45	窒素全量 4.5 りん酸全量 1.0	公定規格 のとおり	平成26年 9月19日	麒麟麦酒株式会社 東京都中央区新川2 丁目10番1号
第2249号	なたね油 かす及び その粉末	一番搾り 菜種油粕 大春のめ ぐみ（ペ レット状 ）	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成29年 10月2日	農事組合法人大春の 里 福岡県うきは市浮羽 町三春2152番地1
第2250号	なたね油 かす及び その粉末	一番搾り 菜種油粕 大春のめ ぐみ（フ レイク状 ）	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成29年 10月2日	農事組合法人大春の 里 福岡県うきは市浮羽 町三春2152番地1

第2251号	消石灰	肥料用消石灰	アルカリ分 65.0	公定規格 のとおり	平成29年 12月14日	田川産業株式会社 福岡県田川市大字弓 削田1924番地
第2252号	副産石灰 肥料	相島アコ ヤガイ殻 有機石灰	アルカリ分 48.0	公定規格 のとおり	平成30年 2月23日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原 547番地
第2253号	副産石灰 肥料	有機石灰	アルカリ分 48.0	公定規格 のとおり	平成30年 2月23日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原 547番地

福岡県告示第531号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月 28 日

福岡県知事 小 川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2128号	魚かす粉 末	8.0魚粉末	窒素全量及 びりん酸全 量の合計量 14.0 窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	公定規格 のとおり	平成29年 8月2日	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司 区大字門司2732番地 の4
第2126号	なたね油 かす及び その粉末	圧搾なた ね油かす 粉末	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成29年 8月2日	石橋製油株式会社 福岡県久留米市野中 町1521番地の1
第2132号	消石灰	10.0苦土 消石灰	アルカリ分 68.0 可溶性苦土 10.0	公定規格 のとおり	平成29年 8月2日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原 547番地

第2027号	混合有機質肥料	9.0混合有機質肥料	窒素全量及びりん酸全量の合計量 16.0 窒素全量 9.0 りん酸全量 7.0	公定規格のとおり	平成26年 8月20日	協同フィッシュミール工業株式会社 東京都千代田区内神田1丁目3番1号
第2201号	干蚕蛹粉末	干蚕蛹粉末2号	窒素全量 8.0	公定規格のとおり	平成29年 9月29日	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町4丁目3番4号
第2168号	乾燥菌体肥料	クロレラ乾燥菌体肥料1号	窒素全量 8.0 りん酸全量 1.0	公定規格のとおり	平成26年 10月6日	クロレラ工業株式会社 東京都港区芝大門2丁目4番6号
第2169号	乾燥菌体肥料	クロレラ乾燥菌体肥料2号	窒素全量 8.0	公定規格のとおり	平成26年 10月6日	クロレラ工業株式会社 東京都港区芝大門2丁目4番6号
第2226号	乾燥菌体肥料	クロレラ乾燥菌体肥料3号	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.0	公定規格のとおり	平成27年 3月12日	クロレラ工業株式会社 東京都港区芝大門2丁目4番6号
第2221号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量及びりん酸全量の合計量 13.0 窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとおり	平成26年 11月12日	株式会社上嶋商店 福岡県八女市立花町山崎2623番地1

第2093号	混合有機質肥料	混合有機質肥料2号	窒素全量及びりん酸全量の合計量 14.0 窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとおり	平成26年 11月18日	株式会社上嶋商店 福岡県八女市立花町山崎2623番地1
第2222号	混合有機質肥料	混合有機質肥料13号	窒素全量及びりん酸全量の合計量 11.0 窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとおり	平成26年 11月12日	株式会社上嶋商店 福岡県八女市立花町山崎2623番地1
第2133号	肉かす粉末	FRC肉粕11号	窒素全量 11.0	公定規格のとおり	平成29年 11月18日	福岡レンダリング協同組合 福岡県田川郡大任町大字今原字今入1068-3番地

福岡県告示第532号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
第1943号	蒸製骨粉	28.0脱こう骨粉	りん酸全量 28.0	公定規格のとおり	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の4

第2219号	混合有機質肥料	有機混合肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 6.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	株式会社サン・ファーム・ コーポレーション 福岡県朝倉郡筑前町朝日 161番地の1
--------	---------	--------	--	--------------	--

福岡県告示第533号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条1項の規定に基づき、次のように肥料の登録事項を変更したので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更のあった事項	
				新	旧
第2188号	蒸製骨粉	蒸製骨粉1号	北九州エコレム協同組合 福岡県北九州市若松区響町 1丁目12番5号	代表取締役 鎌田 芳誠	代表取締役 鎌田 三郎
第2214号	蒸製骨粉	蒸製骨粉2号	北九州エコレム協同組合 福岡県北九州市若松区響町 1丁目12番5号	代表取締役 鎌田 芳誠	代表取締役 鎌田 三郎
第2228号	なたね油 かす及び その粉末	4.5なたね 油かす	株式会社グローウェル 福岡県糸島市志摩稲留5番	代表取締役 小ヶ内 信行	代表取締役 杉田 明司
第2235号	配合肥料	P30混合 骨粉	株式会社サンアンドホープ 福岡県北九州市門司区大字 猿喰1157番地の2	代表取締役 武谷 俊一	代表取締役 松本 忠興
第2242号	配合肥料	配合35号	株式会社サンアンドホープ 福岡県北九州市門司区大字 猿喰1157番地の2	代表取締役 武谷 俊一	代表取締役 松本 忠興
第2233号	魚かす粉 末	87魚かす 粉末	株式会社ニチリウ永瀬 福岡県福岡市博多区博多駅 東1丁目14番3号第2サン ライト東口ビル	住所 福岡県福岡市 博多区博多駅 東1丁目14番 3号第2サン ライト東口ビ ル	住所 福岡県北九州 市門司区東港 4番68号

第1449号	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1864号	消石灰	72.0消石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1865号	生石灰	95.0生石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1881号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1927号	消石灰	10.0苦土消石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1932号	生石灰	20.0苦土生石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1933号	生石灰	35.0苦土生石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1934号	消石灰	20.0苦土消石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1935号	生石灰	30.0苦土生石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1961号	消石灰	65.0消石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第1968号	生石灰	80.0生石灰	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博

第2057号	混合石灰肥料	腐食酸苦土石灰肥料	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博
第2058号	混合石灰肥料	腐食酸苦土石灰肥料2号	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表取締役 稲葉 政人	代表取締役 加藤 久博

福岡県告示第534号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人福岡県建築住宅センター
- 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
名称	財団法人福岡県建築住宅センター	一般財団法人福岡県建築住宅センター

- 変更しようとする年月日
平成24年4月1日

福岡県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	上高橋野町線	前	三井郡大刀洗町大字山隈1479番1先から 三井郡大刀洗町大字山隈1484番25先まで	10.2 ～ 17.2	60.0
			後	三井郡大刀洗町大字山隈1479番1先から 三井郡大刀洗町大字山隈1484番25先まで	10.2 ～ 17.2	60.0
			後	三井郡大刀洗町大字山隈1479番1先から 三井郡大刀洗町大字山隈1484番25先まで	10.2 ～ 17.2	70.4

福岡県告示第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第472号遠賀都市計画下水道事業遠賀公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 施行者の名称
遠賀町
- 都市計画事業の種類及び名称
遠賀都市計画下水道事業遠賀公共下水道
- 事業施行期間
平成8年7月24日から平成28年3月31日まで
- 事業地
(1) 収用の部分
平成21年福岡県告示第472号の事業地に次の区域を加える。
遠賀町田園二丁目及び田園三丁目の各丁目の一部、同町大字鬼津字内善及び字古

作の各字の一部、同町大字広渡字唐戸口、字六十歩、字前田、字重広及び字大久保の各字の一部、同町大字別府字下中牟田、字日焼、字木垂、字中下及び字水牟田下の各字の一部。

平成21年福岡県告示第472号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

遠賀町島門及び松の本七丁目の各丁目の一部、同町大字広渡字井地の一部、同町大字木守字正境、字村下及び字芝原の各字の一部、同町大字今古賀字正堺の一部、同町大字別府字竹ヶ鼻、字松ヶ崎、字北浦、字中南、字西ノ鼻、字木森及び字出口の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第470号中間都市計画下水道事業中間公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

中間市

2 都市計画事業の種類及び名称

中間都市計画下水道事業中間公共下水道

3 事業施行期間

平成6年3月23日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年福岡県告示第470号の事業地に次の区域を加える。

中間市中鶴一丁目、中鶴二丁目、中鶴三丁目、中鶴四丁目、長津二丁目、上蓮花

寺二丁目、上蓮花寺三丁目、上蓮花寺四丁目、大字垣生字水取の各字の全部並びに、中間市岩瀬一丁目、岩瀬二丁目、岩瀬三丁目、岩瀬四丁目、岩瀬西町、浄花町、長津一丁目、長津三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、蓮花寺二丁目、蓮花寺三丁目、上蓮花寺一丁目、通谷一丁目、鍋山町、池田一丁目、池田二丁目、深坂一丁目、深坂二丁目、大辻町、七重町、大字垣生字鐘附面、字塔ノ元、字草場、字榎町、字新縄手、字仁八田、字東七反田、字十玉、字羅漢、大字上底井野字上り立、字中谷、字御座ノ瀬、字正應寺、字六反田大字下大隈字迎尾、字尾尻、の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第471号水巻都市計画下水道事業水巻公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

水巻町

2 都市計画事業の種類及び名称

水巻都市計画下水道事業水巻公共下水道

3 事業施行期間

平成8年2月7日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年福岡県告示第471号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年11月福岡県告示第1746号直方都市計画下水道事業直方公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

直方市

2 都市計画事業の種類及び名称

直方都市計画下水道事業直方公共下水道

3 事業施行期間

平成5年3月8日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年福岡県告示第1746号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第473号鞍手都市計画下水道事業鞍手公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

鞍手町

2 都市計画事業の種類及び名称

鞍手都市計画下水道事業鞍手公共下水道

3 事業施行期間

平成8年6月13日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年福岡県告示第473号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年6月福岡県告示第1162号宮田都市計画下水道事業宮田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

宮若市

2 都市計画事業の種類及び名称

宮田都市計画下水道事業宮田公共下水道

3 事業施行期間

平成13年5月2日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成19年福岡県告示第1162号の事業地に次の区域を加える。

宮若市龍徳字野入及び字小柳の各字の一部、上大隈字町屋の字の一部、磯光字迎田、字迎原、字小梢、字野々志原、字岡石、字堂ノ浦及び字上長浦の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第542号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年2月福岡県告示第265号飯塚都市計画下水道事業飯塚公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

飯塚市

2 都市計画事業の種類及び名称

飯塚都市計画下水道事業飯塚公共下水道

3 事業施行期間

昭和43年9月3日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年2月20日福岡県告示第265号の事業地に次の区域を加える。

鯉田字井手ノ上、字子バケ崎、字浦牟田の各一部、目尾字ナギノ浦、字ナギノ前、字敷原、字山ノ谷の各一部、庄司字元村、字井ノ浦、字棧敷野の全部並びに、字沖、字石町、字吉野、字水原、字井町、字高柳、字中角、字角、字小森の各一部、中字郷ノ原、字三月田、字野間の全部並びに、字大無田、字郷ノ原下、字堂ノ尾、字陣出ノ浦、字浮殿、字妙見谷堂ノ尾、字一千木、字瀬戸、字賀和、字武士町の各一部、柏の森字境出、字徳水、字天神坂、字盲女ケ池、字山内、字旗ケ辻、字堤下、字八反田、字戸石場、字芦ケ浦の各一部、下三緒字前太郎、字天神前、字榎田、字学頭、字野間の各一部、上三緒字柏町、字早稲田、字南尾野間、字孟谷、字口ケ坪、字大堤、字小堤の各一部、伊岐須字天神前、字上原、字焼筒尾、字飛熊の全部並びに、字道坂、字後牟田、字廣畑、字榎本、字四反田、字草場の各一部、伊川字水洗、字前の原、字イリウ、字合ノ本、字持田、字蝶坪の各

一部、相田字松本、字清水谷、字西ノ原、字山下、字堂尻、字宮ノ前、字高田の各一部、横田字平原の一部、花瀬字村浦野、字徳法師、字浦野の各一部、菰田字小堤の一部、鶴三緒字七浦、字石切谷の各一部、堀池字阿城、字黒田、字風呂町、字田附の全部並びに、字水入、字内畳の各一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第543号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
嘉徳無線ホールディングス株式会社	グッデイ大川店 福岡県大川市大字郷原字北田272番3ほか

福岡県告示第544号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市三ヶ畑字古屋敷1545の1、1548の4、1549、1551の1、1551の3から1551の5まで、1552、1556、字五郎ヶ畑1562の1、1562の2、1568、1570、1571、1578、1580、1581、1587、1594

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第545号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉穂郡桂川町大字土師字狩野4602、4610の10

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字狩野4602・4610の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第546号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市上臼井字城ノ辻2160の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城ノ辻2160の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第547号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字宝珠山字松山2512の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第548号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
久留米市高良内町字向耳納2181の82、2181の85、2181の107、2181の154
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向耳納2181の107

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第549号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市星野村字荒花282、285の1、字小野北向2592、字西ノ山3092の1、3115の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第550号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
糸島市長野字池143の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第551号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所

古賀市薦野字三本ユス5の1、字本谷31の1、33、34

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

福岡県告示第552号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年2月16日農林水産省告示第171号（1、4及び5に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役

所及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第553号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2059号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第554号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2058号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第555号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月6日農林水産省告示第1114号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第556号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月21日農林水産省告示第2095号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第557号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年2月15日農林水産省告示第311号（1に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第558号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年6月12日農林水産省告示第945号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第559号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年1月30日農林水産省告示第228号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第560号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月30日農林水産省告示第1902号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに北九州市役所及び大任町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第561号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月13日農林水産省告示第1428号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第562号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月9日農林水産省告示第1405号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第563号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月9日農林水産省告示第1404号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第564号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月9日農林水産省告示第1758号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第565号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月23日農林水産省告示第1653号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第566号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月11日農林水産省告示第1787号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第567号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年1月22日農林水産省告示第135号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第568号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年10月23日農林水産省告示第1652号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第569号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称（仮称）ニトリ新宮店
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字上府字雨堤781番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第570号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンリブ久留米
所在地 福岡県久留米市野中町1411番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第571号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ黒木店
- (2) 所在地 福岡県八女市黒木町大字今字西原402ほか

2 意見の概要

意見なし

福岡県告示第572号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称)ニトリ飯塚店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市太郎丸字森の前1609番ほか

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

駐車場進入車が国道200号上に滞留し、市道内住川堤防北2号線から国道200号への左折車の支障にならないよう対応してください。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

- ・ 発火時における地域の避難場所としての配慮等についてお願いしたい。
- ・ 近隣に消防水利がないため、新規で水利の設置をお願いしたい。
- ・ 「福岡県安全安心まちづくり条例」第17条第1項の規定に基づく「大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の示す犯罪の防止に配慮した施設の整備及び管理に努められたい。

(5) 騒音の発生に係る事項

店舗南西部に事業所があるため、荷さばき施設での作業時の騒音について十分配慮願いたい。

(6) 廃棄物に係る事項等

- ・ 飯塚市指定ごみ袋（事業所用）での可燃等の各種ごみ袋の排出が1回5袋を超える場合は穂波地区収集許可業者（藤本組）と民民契約をお願いします。ごみ収集が必要になりましたら、一週間前までに環境施設課（クリーンセンター）まで連絡をお願いします。
- ・ 排気口からの臭気について、周辺に支障が出ない向き、高さを配慮してください。

(7) 街並みづくり等への配慮等

飯塚市景観条例に関する届出及び屋外広告物が15平方メートル以上の場合には福岡県屋外広告物条例による許可申請を行ってください。

(8) その他

意見なし

福岡県告示第573号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浅ヶ谷川1	宮若市山口（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
浅ヶ谷川2	宮若市山口（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
三軒屋川2-2	宮若市山口（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
三軒屋川2-1	宮若市山口（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
三軒屋川1	宮若市山口（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
浅ヶ谷川1-1	宮若市山口（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
浅ヶ谷川1-2	宮若市山口（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
浅ヶ谷川3	宮若市山口（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
浅ヶ谷川2	宮若市山口（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
猫塚川	宮若市山口（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
山口川2	宮若市山口（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
山口川1	宮若市山口（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
鳴水川1	宮若市山口（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
鳴水川4	宮若市山口（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
鳴水川3	宮若市山口（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
鳴水川2	宮若市山口（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
畑川1	宮若市山口（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
畑川2	宮若市山口（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
貴船川	宮若市山口（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
畑川3	宮若市山口（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
桐の木川1	宮若市山口（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
桐の木川2	宮若市山口（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
野中川1	宮若市山口（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
原の前川	宮若市山口（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
弥ヶ谷川	宮若市山口（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流

片山川	宮若市山口（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
里川	宮若市山口（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
柿木田川1	宮若市山口（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
柿木田川2	宮若市山口（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
大谷川	宮若市山口（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
山下川	宮若市山口（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
清水川	宮若市黒丸及び乙野（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
御石頭川	宮若市黒丸（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
黒丸川3	宮若市黒丸（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
黒丸川1	宮若市黒丸（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
黒丸川2	宮若市黒丸（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
高尾川	宮若市宮永（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
福田川	宮若市宮永（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
萩野川	宮若市沼口及び山口（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流
大地ヶ浦川	宮若市金生（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
下川2	宮若市下（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流
下川1	宮若市下（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
下川4	宮若市下（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
下川5	宮若市下（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
下川3	宮若市下（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
下力丸川-1	宮若市下（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流
下力丸川-2	宮若市下（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流
夫婦木川	宮若市下（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流
小川川	宮若市下（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流
犬渕川	宮若市三ヶ畑（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流
中畑川	宮若市三ヶ畑（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流
三ヶ畑川	宮若市三ヶ畑（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流

裏ノ谷川	宮若市三ヶ畑（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流
高薮川	宮若市三ヶ畑及び飯塚市建花寺（別紙図面54に示す区域のとおり）	土石流
日吉川	宮若市三ヶ畑（別紙図面55に示す区域のとおり）	土石流
小谷川6	宮若市三ヶ畑（別紙図面56に示す区域のとおり）	土石流
小谷川5	宮若市三ヶ畑（別紙図面57に示す区域のとおり）	土石流
小谷川4	宮若市三ヶ畑（別紙図面58に示す区域のとおり）	土石流
小谷川3	宮若市三ヶ畑（別紙図面59に示す区域のとおり）	土石流
小谷川7	宮若市三ヶ畑（別紙図面60に示す区域のとおり）	土石流
小谷川1	宮若市三ヶ畑及び飯塚市八木山（別紙図面61に示す区域のとおり）	土石流
小谷川2	宮若市三ヶ畑（別紙図面62に示す区域のとおり）	土石流
五郎ヶ畑川	宮若市三ヶ畑（別紙図面63に示す区域のとおり）	土石流
古屋敷川2	宮若市三ヶ畑（別紙図面64に示す区域のとおり）	土石流
三郎畑川1	宮若市三ヶ畑（別紙図面65に示す区域のとおり）	土石流
古屋敷川3	宮若市三ヶ畑（別紙図面66に示す区域のとおり）	土石流
縁山川	宮若市縁山畑（別紙図面67に示す区域のとおり）	土石流
山ノ口川3	宮若市湯原（別紙図面68に示す区域のとおり）	土石流
山ノ口川5	宮若市湯原（別紙図面69に示す区域のとおり）	土石流
山ノ口川2	宮若市湯原（別紙図面70に示す区域のとおり）	土石流
山ノ口川1	宮若市湯原（別紙図面71に示す区域のとおり）	土石流
山ノ口川4	宮若市湯原（別紙図面72に示す区域のとおり）	土石流
湯原川	宮若市湯原（別紙図面73に示す区域のとおり）	土石流
岩倉川	宮若市湯原（別紙図面74に示す区域のとおり）	土石流
大越川	宮若市湯原（別紙図面75に示す区域のとおり）	土石流
野田原川	宮若市湯原（別紙図面76に示す区域のとおり）	土石流
福井川1	宮若市脇田（別紙図面77に示す区域のとおり）	土石流
福井川2	宮若市脇田（別紙図面78に示す区域のとおり）	土石流
福井川3	宮若市脇田（別紙図面79に示す区域のとおり）	土石流

福井川4	宮若市脇田（別紙図面80に示す区域のとおり）	土石流
福井川5	宮若市脇田（別紙図面81に示す区域のとおり）	土石流
福井川6	宮若市脇田（別紙図面82に示す区域のとおり）	土石流
平原川1	宮若市脇田（別紙図面83に示す区域のとおり）	土石流
平原川2	宮若市脇田（別紙図面84に示す区域のとおり）	土石流
尾場山川	宮若市脇田（別紙図面85に示す区域のとおり）	土石流
芳賀川2	宮若市脇田（別紙図面86に示す区域のとおり）	土石流
芳賀川3	宮若市脇田（別紙図面87に示す区域のとおり）	土石流
安河内川4	宮若市脇田（別紙図面88に示す区域のとおり）	土石流
安河内川3	宮若市脇田（別紙図面89に示す区域のとおり）	土石流
安河内川2	宮若市脇田（別紙図面90に示す区域のとおり）	土石流
安河内川1	宮若市脇田（別紙図面91に示す区域のとおり）	土石流
浦ノ山川	宮若市脇田（別紙図面92に示す区域のとおり）	土石流
天入寺川	宮若市脇田（別紙図面93に示す区域のとおり）	土石流
大徳川	宮若市乙野及び脇田（別紙図面94に示す区域のとおり）	土石流
乙野川1-2	宮若市乙野（別紙図面95に示す区域のとおり）	土石流
乙野川1-1	宮若市乙野（別紙図面96に示す区域のとおり）	土石流
乙野川2	宮若市乙野（別紙図面97に示す区域のとおり）	土石流
草場川3	宮若市乙野（別紙図面98に示す区域のとおり）	土石流
草場川2	宮若市乙野（別紙図面99に示す区域のとおり）	土石流
草場川1	宮若市乙野（別紙図面100に示す区域のとおり）	土石流
三軒屋-6-2	宮若市山口（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-6-1	宮若市山口（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-4-1	宮若市山口（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-4-2	宮若市山口（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

三軒屋-5-2	宮若市山口（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-5-1	宮若市山口（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-3	宮若市山口（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-2	宮若市山口（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-1-1	宮若市山口（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-1-2	宮若市山口（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-1-3	宮若市山口（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浅ヶ谷-5	宮若市山口（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浅ヶ谷-2	宮若市山口（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浅ヶ谷-1	宮若市山口（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浅ヶ谷-3	宮若市山口（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浅ヶ谷-4	宮若市山口（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猫塚-2	宮若市山口（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猫塚-1-1	宮若市山口（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猫塚-1-2	宮若市山口（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猫塚-3-1	宮若市山口（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猫塚-3-2	宮若市山口（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猫塚-3-3	宮若市山口（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猫塚-3-4	宮若市山口（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口-1	宮若市山口（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口-2	宮若市山口（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三軒屋-7	宮若市山口（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
萩原-1	宮若市山口（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平山-1	宮若市山口（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑-1-1	宮若市山口（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑-1-2	宮若市山口（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

桐ノ木-4	宮若市山口（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑-1	宮若市山口（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑-2	宮若市山口（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷-1	宮若市山口（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桐ノ木-3	宮若市山口（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桐ノ木	宮若市山口（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桐ノ木-2	宮若市山口（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
弥ヶ谷-4	宮若市山口（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原の前-2	宮若市山口（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野中-1	宮若市山口（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野中-4-1	宮若市山口（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野中-4-2	宮若市山口（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野中-5-1	宮若市山口（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野中-5-2	宮若市山口（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
五反田-1	宮若市山口（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑（B）-1	宮若市山口（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑（B）-2	宮若市山口（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑（B）-3	宮若市山口（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
五反田-3	宮若市山口（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山-2	宮若市山口（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山-1	宮若市山口（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山-5	宮若市山口（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山-4	宮若市山口（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山-3	宮若市山口（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
弥ヶ谷-2	宮若市山口（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
弥ヶ谷-1	宮若市山口（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
弥ヶ谷	宮若市山口（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下片山	宮若市山口（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

弥ヶ谷-3-1	宮若市山口（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
弥ヶ谷-3-2	宮若市山口（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
里-1	宮若市山口（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岡田-1	宮若市山口（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原の前-1	宮若市山口（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
里-2	宮若市山口（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柿木田-1	宮若市山口（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷-3	宮若市山口（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷-2-2	宮若市山口（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷-2-1	宮若市山口（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
清水-1	宮若市黒丸（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
清水-2	宮若市黒丸（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平山-2	宮若市黒丸（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒丸-2	宮若市黒丸（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒丸-3	宮若市黒丸（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒丸-1	宮若市黒丸（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒丸-4	宮若市黒丸（別紙図面175に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾-1	宮若市宮永（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾-3	宮若市宮永（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾-4-1	宮若市宮永（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾-4-2	宮若市宮永（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾-2	宮若市宮永（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮永	宮若市宮永（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
米の山-1-1	宮若市宮永（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
米の山-1-2	宮若市宮永（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
米の山-2	宮若市宮永（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

平-2	宮若市平（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小原-1	宮若市沼口（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
萩野-1	宮若市沼口（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上小路-1	宮若市沼口（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
沼口-1	宮若市沼口（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
沼口-2	宮若市水原（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水原-1	宮若市水原（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
和田	宮若市水原（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水原-2-2	宮若市水原（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水原-2-1	宮若市水原（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水原-3	宮若市水原（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水原-4	宮若市水原（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片熊-1	宮若市水原（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片熊-2	宮若市水原（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神免-1-1	宮若市金丸（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神免-1-2	宮若市金丸（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神免-4	宮若市金丸（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神免-5	宮若市金丸（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神免-2	宮若市金丸（別紙図面203に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金原-4	宮若市高野（別紙図面204に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金原-1	宮若市高野（別紙図面205に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金原-5-1	宮若市高野（別紙図面206に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金原-5-2	宮若市高野（別紙図面207に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金原-5-3	宮若市高野（別紙図面208に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金原-6	宮若市福丸及び高野（別紙図面209に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

向田 (C) - 2	宮若市福丸 (別紙図面210に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
向田 (C) - 1	宮若市福丸 (別紙図面211に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
向田 (A)	宮若市福丸及び原田 (別紙図面212に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
向田 (B)	宮若市福丸及び原田 (別紙図面213に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
金生 - 5	宮若市原田 (別紙図面214に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
原田 - 1	宮若市原田 (別紙図面215に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
寒ノ湿 - 2	宮若市原田 (別紙図面216に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
金生 - 7	宮若市金生及び原田 (別紙図面217に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
金生 - 6	宮若市金生 (別紙図面218に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
金生 - 4	宮若市金生 (別紙図面219に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
金生 - 2	宮若市金生 (別紙図面220に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
江下 - 1	宮若市金生 (別紙図面221に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
江下 - 2	宮若市金生 (別紙図面222に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
江下 - 3	宮若市金生 (別紙図面223に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
江下 - 4	宮若市金生 (別紙図面224に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
江下 - 5	宮若市金生 (別紙図面225に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
下村 - 3	宮若市金生 (別紙図面226に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
下	宮若市下 (別紙図面227に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
下村 - 4	宮若市下 (別紙図面228に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
下村 - 2	宮若市下 (別紙図面229に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙藤	宮若市下 (別紙図面230に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
乙藤 (A)	宮若市下 (別紙図面231に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
力丸 - 6	宮若市下 (別紙図面232に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
力丸 - 1	宮若市下 (別紙図面233に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
力丸 - 3	宮若市下 (別紙図面234に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
力丸 - 4	宮若市下 (別紙図面235に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

力丸 - 5	宮若市宮田及び下 (別紙図面236に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小川 - 1	宮若市下 (別紙図面237に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
犬淵 - 3	宮若市下 (別紙図面238に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
犬淵 - 2	宮若市三ヶ畑 (別紙図面239に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
東中畑	宮若市三ヶ畑 (別紙図面240に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
診療所	宮若市三ヶ畑 (別紙図面241に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
南小学校	宮若市三ヶ畑 (別紙図面242に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
浦ノ谷 - 1	宮若市三ヶ畑 (別紙図面243に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
松原谷 - 1	宮若市三ヶ畑 (別紙図面244に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
高藪 - 1	宮若市三ヶ畑 (別紙図面245に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
五郎ヶ畑	宮若市三ヶ畑 (別紙図面246に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
高藪 - 2	宮若市三ヶ畑及び飯塚市建花寺 (別紙図面247に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河原 - 2	宮若市三ヶ畑 (別紙図面248に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河原 - 1	宮若市三ヶ畑 (別紙図面249に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河原 - 4	宮若市三ヶ畑 (別紙図面250に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小河原 - 3	宮若市三ヶ畑 (別紙図面251に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小谷口 (A)	宮若市三ヶ畑 (別紙図面252に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小谷口	宮若市三ヶ畑 (別紙図面253に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小谷 - 5	宮若市三ヶ畑 (別紙図面254に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小谷 - 4	宮若市三ヶ畑 (別紙図面255に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小谷 - 2	宮若市三ヶ畑 (別紙図面256に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
小谷 - 1	宮若市三ヶ畑 (別紙図面257に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
三ヶ畑 - 2	宮若市三ヶ畑 (別紙図面258に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
三ヶ畑 - 1	宮若市三ヶ畑 (別紙図面259に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
五郎ヶ畑 - 2	宮若市三ヶ畑 (別紙図面260に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
五郎ヶ畑 - 1	宮若市三ヶ畑 (別紙図面261に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
古屋敷 - 3	宮若市三ヶ畑 (別紙図面262に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

古屋敷-2	宮若市三ヶ畑（別紙図面263に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古屋敷-1	宮若市三ヶ畑（別紙図面264に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑山-1	宮若市緑山畑（別紙図面265に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑山-3	宮若市緑山畑（別紙図面266に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑山-2	宮若市緑山畑（別紙図面267に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山の口-2	宮若市湯原（別紙図面268に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山の口-1	宮若市湯原（別紙図面269に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大道-3	宮若市湯原（別紙図面270に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山の口-2-2	宮若市湯原（別紙図面271に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山の口-2-1	宮若市湯原（別紙図面272に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大道-2	宮若市湯原（別紙図面273に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山の口-1	宮若市湯原（別紙図面274に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
湯原-2	宮若市湯原（別紙図面275に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
湯原-1	宮若市湯原（別紙図面276に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大地原-1	宮若市湯原（別紙図面277に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大地原-2	宮若市湯原（別紙図面278に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大地原-3	宮若市湯原（別紙図面279に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大地原-4	宮若市湯原（別紙図面280に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
芳ヶ谷	宮若市湯原（別紙図面281に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大地原-8	宮若市湯原（別紙図面282に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大地原-5	宮若市湯原（別紙図面283に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
芳ヶ谷-6	宮若市湯原（別紙図面284に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大地原-6	宮若市湯原（別紙図面285に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
芳ヶ谷-4	宮若市湯原（別紙図面286に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷-3	宮若市湯原（別紙図面287に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
芳ヶ谷-2	宮若市湯原（別紙図面288に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
芳ヶ谷-3	宮若市湯原（別紙図面289に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

芳ヶ谷-1	宮若市湯原（別紙図面290に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷-5	宮若市湯原（別紙図面291に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷-1	宮若市湯原（別紙図面292に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平原-1	宮若市脇田（別紙図面293に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平原-4	宮若市脇田（別紙図面294に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平原	宮若市脇田（別紙図面295に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
福井-2	宮若市脇田（別紙図面296に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
芳賀-2	宮若市脇田（別紙図面297に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
芳賀-3	宮若市脇田（別紙図面298に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安河内-5	宮若市脇田（別紙図面299に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安河内-4	宮若市脇田（別紙図面300に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大道-1	宮若市脇田（別紙図面301に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
芳賀-1	宮若市脇田（別紙図面302に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
脇田-1	宮若市脇田（別紙図面303に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
脇田-2	宮若市脇田（別紙図面304に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
脇田-3	宮若市脇田（別紙図面305に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
脇田-4	宮若市脇田（別紙図面306に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下脇田-3	宮若市脇田（別紙図面307に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下脇田-1	宮若市脇田（別紙図面308に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下脇田-5	宮若市脇田及び乙野（別紙図面309に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下脇田-2	宮若市乙野（別紙図面310に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小伏-3	宮若市小伏（別紙図面311に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下脇田	宮若市小伏（別紙図面312に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
入江-1	宮若市小伏（別紙図面313に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
入江-2	宮若市小伏（別紙図面314に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
入江-3	宮若市小伏（別紙図面315に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小伏-2-1	宮若市小伏（別紙図面316に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小伏-2-2	宮若市小伏（別紙図面317に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

小伏-1	宮若市小伏（別紙図面318に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石宗	宮若市小伏（別紙図面319に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石宗-1	宮若市小伏（別紙図面320に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石宗-2-1	宮若市小伏（別紙図面321に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石宗-2-2	宮若市小伏（別紙図面322に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高森裏-1	宮若市小伏（別紙図面323に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高森裏-2	宮若市小伏（別紙図面324に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高森裏-3	宮若市小伏（別紙図面325に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高森裏-4	宮若市小伏（別紙図面326に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金原	宮若市小伏（別紙図面327に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金原-3	宮若市稲光（別紙図面328に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下稲光	宮若市稲光（別紙図面329に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上稲光-1	宮若市稲光（別紙図面330に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桐ノ木(2)	宮若市山口（別紙図面331に示す区域のとおり）	地すべり
桐ノ木(1)	宮若市山口（別紙図面332に示す区域のとおり）	地すべり
小河原	宮若市三ヶ畑及び飯塚市八木山（別紙図面333に示す区域のとおり）	地すべり

備考 別紙図面は、省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第574号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

浅ヶ谷川1	宮若市山口（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
浅ヶ谷川2	宮若市山口（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
三軒屋川2-2	宮若市山口（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
三軒屋川1	宮若市山口（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
浅ヶ谷川1-1	宮若市山口（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
浅ヶ谷川1-2	宮若市山口（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
浅ヶ谷川3	宮若市山口（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
浅ヶ谷川2	宮若市山口（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
猫塚川	宮若市山口（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
山口川2	宮若市山口（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
山口川1	宮若市山口（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
鳴水川1	宮若市山口（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
鳴水川4	宮若市山口（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
鳴水川3	宮若市山口（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
鳴水川2	宮若市山口（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
畑川1	宮若市山口（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
畑川2	宮若市山口（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
貴船川	宮若市山口（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
畑川3	宮若市山口（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり

桐の木川 2	宮若市山口（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
原の前川	宮若市山口（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
弥ヶ谷川	宮若市山口（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
片山川	宮若市山口（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
里川	宮若市山口（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
柿木田川 1	宮若市山口（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
柿木田川 2	宮若市山口（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
大谷川	宮若市山口（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
清水川	宮若市黒丸（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
御字頭川	宮若市黒丸（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
黒丸川 3	宮若市黒丸（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり
黒丸川 2	宮若市黒丸（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
高尾川	宮若市宮永（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面37に記載する表のとおり
福田川	宮若市宮永（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面38に記載する表のとおり
大地ヶ浦川	宮若市金生（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面40に記載する表のとおり
下川 2	宮若市下（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面41に記載する表のとおり
下川 1	宮若市下（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面42に記載する表のとおり
下川 4	宮若市下（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面43に記載する表のとおり
下川 5	宮若市下（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面44に記載する表のとおり

下川 3	宮若市下（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面45に記載する表のとおり
下力丸川 - 1	宮若市下（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面46に記載する表のとおり
下力丸川 - 2	宮若市下（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面47に記載する表のとおり
夫婦木川	宮若市下（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面48に記載する表のとおり
小川川	宮若市下（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面49に記載する表のとおり
犬渕川	宮若市三ヶ畑（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面50に記載する表のとおり
中畑川	宮若市三ヶ畑（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面51に記載する表のとおり
三ヶ畑川	宮若市三ヶ畑（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面52に記載する表のとおり
裏ノ谷川	宮若市三ヶ畑（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面53に記載する表のとおり
高薮川	宮若市三ヶ畑及び飯塚市建花寺（別紙図面54に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面54に記載する表のとおり
日吉川	宮若市三ヶ畑（別紙図面55に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面55に記載する表のとおり
小谷川 6	宮若市三ヶ畑（別紙図面56に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面56に記載する表のとおり
小谷川 5	宮若市三ヶ畑（別紙図面57に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面57に記載する表のとおり
小谷川 4	宮若市三ヶ畑（別紙図面58に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面58に記載する表のとおり
小谷川 3	宮若市三ヶ畑（別紙図面59に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面59に記載する表のとおり
小谷川 7	宮若市三ヶ畑（別紙図面60に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面60に記載する表のとおり
小谷川 1	宮若市三ヶ畑（別紙図面61に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面61に記載する表のとおり
小谷川 2	宮若市三ヶ畑（別紙図面62に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面62に記載する表のとおり

五郎ヶ畑川	宮若市三ヶ畑（別紙図面63に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面63に記載する表のとおり
古屋敷川2	宮若市三ヶ畑（別紙図面64に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面64に記載する表のとおり
三郎畑川1	宮若市三ヶ畑（別紙図面65に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面65に記載する表のとおり
古屋敷川3	宮若市三ヶ畑（別紙図面66に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面66に記載する表のとおり
縁山川	宮若市縁山畑（別紙図面67に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面67に記載する表のとおり
山ノ口川3	宮若市湯原（別紙図面68に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面68に記載する表のとおり
山ノ口川5	宮若市湯原（別紙図面69に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面69に記載する表のとおり
山ノ口川2	宮若市湯原（別紙図面70に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面70に記載する表のとおり
山ノ口川1	宮若市湯原（別紙図面71に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面71に記載する表のとおり
山ノ口川4	宮若市湯原（別紙図面72に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面72に記載する表のとおり
湯原川	宮若市湯原（別紙図面73に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面73に記載する表のとおり
大越川	宮若市湯原（別紙図面75に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面75に記載する表のとおり
野田原川	宮若市湯原（別紙図面76に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面76に記載する表のとおり
福井川1	宮若市脇田（別紙図面77に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面77に記載する表のとおり
福井川3	宮若市脇田（別紙図面79に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面79に記載する表のとおり
福井川4	宮若市脇田（別紙図面80に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面80に記載する表のとおり
福井川6	宮若市脇田（別紙図面82に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面82に記載する表のとおり
平原川1	宮若市脇田（別紙図面83に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面83に記載する表のとおり
平原川2	宮若市脇田（別紙図面84に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面84に記載する表のとおり

芳賀川2	宮若市脇田（別紙図面86に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面86に記載する表のとおり
芳賀川3	宮若市脇田（別紙図面87に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面87に記載する表のとおり
安河内川4	宮若市脇田（別紙図面88に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面88に記載する表のとおり
安河内川3	宮若市脇田（別紙図面89に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面89に記載する表のとおり
安河内川1	宮若市脇田（別紙図面91に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面91に記載する表のとおり
浦ノ山川	宮若市脇田（別紙図面92に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面92に記載する表のとおり
天入寺川	宮若市脇田（別紙図面93に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面93に記載する表のとおり
大徳川	宮若市乙野（別紙図面94に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面94に記載する表のとおり
乙野川1-2	宮若市乙野（別紙図面95に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面95に記載する表のとおり
乙野川1-1	宮若市乙野（別紙図面96に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面96に記載する表のとおり
乙野川2	宮若市乙野（別紙図面97に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面97に記載する表のとおり
草場川3	宮若市乙野（別紙図面98に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面98に記載する表のとおり
草場川2	宮若市乙野（別紙図面99に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面99に記載する表のとおり
草場川1	宮若市乙野（別紙図面100に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面100に記載する表のとおり
三軒屋-6-2	宮若市山口（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
三軒屋-6-1	宮若市山口（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
三軒屋-4-1	宮若市山口（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
三軒屋-4-2	宮若市山口（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
三軒屋-5-2	宮若市山口（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり

三軒屋 - 5 - 1	宮若市山口（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
三軒屋 - 3	宮若市山口（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
三軒屋 - 2	宮若市山口（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり
三軒屋 - 1 - 1	宮若市山口（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
三軒屋 - 1 - 2	宮若市山口（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
三軒屋 - 1 - 3	宮若市山口（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
浅ヶ谷 - 5	宮若市山口（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり
浅ヶ谷 - 2	宮若市山口（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり
浅ヶ谷 - 1	宮若市山口（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり
浅ヶ谷 - 3	宮若市山口（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
浅ヶ谷 - 4	宮若市山口（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
猫塚 - 2	宮若市山口（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり
猫塚 - 1 - 1	宮若市山口（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
猫塚 - 1 - 2	宮若市山口（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
猫塚 - 3 - 1	宮若市山口（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面120に記載する表のとおり
猫塚 - 3 - 2	宮若市山口（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面121に記載する表のとおり
猫塚 - 3 - 3	宮若市山口（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり
猫塚 - 3 - 4	宮若市山口（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
山口 - 1	宮若市山口（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり

山口 - 2	宮若市山口（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり
三軒屋 - 7	宮若市山口（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面126に記載する表のとおり
萩原 - 1	宮若市山口（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
平山 - 1	宮若市山口（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり
畑 - 1 - 1	宮若市山口（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面129に記載する表のとおり
畑 - 1 - 2	宮若市山口（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面130に記載する表のとおり
桐ノ木 - 4	宮若市山口（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面131に記載する表のとおり
畑 - 1	宮若市山口（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面132に記載する表のとおり
畑 - 2	宮若市山口（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面133に記載する表のとおり
大谷 - 1	宮若市山口（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面134に記載する表のとおり
桐ノ木 - 3	宮若市山口（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面135に記載する表のとおり
桐ノ木	宮若市山口（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面136に記載する表のとおり
桐ノ木 - 2	宮若市山口（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面137に記載する表のとおり
弥ヶ谷 - 4	宮若市山口（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面138に記載する表のとおり
原の前 - 2	宮若市山口（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面139に記載する表のとおり
野中 - 1	宮若市山口（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面140に記載する表のとおり
野中 - 4 - 1	宮若市山口（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面141に記載する表のとおり
野中 - 4 - 2	宮若市山口（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面142に記載する表のとおり
野中 - 5 - 1	宮若市山口（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面143に記載する表のとおり

野中-5-2	宮若市山口（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面144に記載する表のとおり
五反田-1	宮若市山口（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面145に記載する表のとおり
畑（B）-1	宮若市山口（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面146に記載する表のとおり
畑（B）-2	宮若市山口（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面147に記載する表のとおり
畑（B）-3	宮若市山口（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面148に記載する表のとおり
五反田-3	宮若市山口（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面149に記載する表のとおり
片山-2	宮若市山口（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面150に記載する表のとおり
片山-1	宮若市山口（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面151に記載する表のとおり
片山-5	宮若市山口（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面152に記載する表のとおり
片山-4	宮若市山口（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面153に記載する表のとおり
片山-3	宮若市山口（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面154に記載する表のとおり
弥ヶ谷-2	宮若市山口（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面155に記載する表のとおり
弥ヶ谷-1	宮若市山口（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面156に記載する表のとおり
弥ヶ谷	宮若市山口（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面157に記載する表のとおり
下片山	宮若市山口（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面158に記載する表のとおり
弥ヶ谷-3-1	宮若市山口（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面159に記載する表のとおり
弥ヶ谷-3-2	宮若市山口（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面160に記載する表のとおり
里-1	宮若市山口（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面161に記載する表のとおり
岡田-1	宮若市山口（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面162に記載する表のとおり

原の前-1	宮若市山口（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面163に記載する表のとおり
里-2	宮若市山口（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面164に記載する表のとおり
柿木田-1	宮若市山口（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面165に記載する表のとおり
大谷-3	宮若市山口（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面166に記載する表のとおり
大谷-2-2	宮若市山口（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面167に記載する表のとおり
大谷-2-1	宮若市山口（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面168に記載する表のとおり
清水-1	宮若市黒丸（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面169に記載する表のとおり
清水-2	宮若市黒丸（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面170に記載する表のとおり
黒丸-2	宮若市黒丸（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面172に記載する表のとおり
黒丸-3	宮若市黒丸（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面173に記載する表のとおり
黒丸-1	宮若市黒丸（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面174に記載する表のとおり
黒丸-4	宮若市黒丸（別紙図面175に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面175に記載する表のとおり
高尾-1	宮若市宮永（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面176に記載する表のとおり
高尾-3	宮若市宮永（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面177に記載する表のとおり
高尾-4-1	宮若市宮永（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面178に記載する表のとおり
高尾-4-2	宮若市宮永（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面179に記載する表のとおり
高尾-2	宮若市宮永（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面180に記載する表のとおり
宮永	宮若市宮永（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面181に記載する表のとおり
米の山-1-1	宮若市宮永（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面182に記載する表のとおり

米の山-1-2	宮若市宮永（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面183に記載する表のとおり
米の山-2	宮若市宮永（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面184に記載する表のとおり
平-2	宮若市平（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面185に記載する表のとおり
小原-1	宮若市沼口（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面186に記載する表のとおり
萩野-1	宮若市沼口（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面187に記載する表のとおり
上小路-1	宮若市沼口（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面188に記載する表のとおり
沼口-1	宮若市沼口（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面189に記載する表のとおり
沼口-2	宮若市水原（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面190に記載する表のとおり
水原-1	宮若市水原（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面191に記載する表のとおり
和田	宮若市水原（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面192に記載する表のとおり
水原-2-1	宮若市水原（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面194に記載する表のとおり
水原-3	宮若市水原（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面195に記載する表のとおり
水原-4	宮若市水原（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面196に記載する表のとおり
片熊-1	宮若市水原（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面197に記載する表のとおり
片熊-2	宮若市水原（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面198に記載する表のとおり
天神免-1-1	宮若市金丸（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面199に記載する表のとおり
天神免-1-2	宮若市金丸（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面200に記載する表のとおり
天神免-4	宮若市金丸（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面201に記載する表のとおり
天神免-5	宮若市金丸（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面202に記載する表のとおり

天神免-2	宮若市金丸（別紙図面203に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面203に記載する表のとおり
小金原-4	宮若市高野（別紙図面204に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面204に記載する表のとおり
小金原-1	宮若市高野（別紙図面205に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面205に記載する表のとおり
小金原-5-1	宮若市高野（別紙図面206に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面206に記載する表のとおり
小金原-5-2	宮若市高野（別紙図面207に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面207に記載する表のとおり
小金原-5-3	宮若市高野（別紙図面208に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面208に記載する表のとおり
小金原-6	宮若市福丸及び高野（別紙図面209に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面209に記載する表のとおり
向田（C）-2	宮若市福丸（別紙図面210に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面210に記載する表のとおり
金生-5	宮若市原田（別紙図面214に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面214に記載する表のとおり
原田-1	宮若市原田（別紙図面215に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面215に記載する表のとおり
寒ノ湿-2	宮若市原田（別紙図面216に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面216に記載する表のとおり
金生-7	宮若市金生及び原田（別紙図面217に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面217に記載する表のとおり
金生-6	宮若市金生（別紙図面218に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面218に記載する表のとおり
金生-4	宮若市金生（別紙図面219に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面219に記載する表のとおり
金生-2	宮若市金生（別紙図面220に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面220に記載する表のとおり
江下-1	宮若市金生（別紙図面221に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面221に記載する表のとおり
江下-2	宮若市金生（別紙図面222に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面222に記載する表のとおり
江下-3	宮若市金生（別紙図面223に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面223に記載する表のとおり
江下-4	宮若市金生（別紙図面224に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面224に記載する表のとおり

江下-5	宮若市金生（別紙図面225に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面225に記載する表のとおり
下村-3	宮若市金生（別紙図面226に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面226に記載する表のとおり
下	宮若市下（別紙図面227に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面227に記載する表のとおり
下村-4	宮若市下（別紙図面228に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面228に記載する表のとおり
下村-2	宮若市下（別紙図面229に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面229に記載する表のとおり
乙藤	宮若市下（別紙図面230に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面230に記載する表のとおり
乙藤（A）	宮若市下（別紙図面231に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面231に記載する表のとおり
力丸-6	宮若市下（別紙図面232に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面232に記載する表のとおり
力丸-1	宮若市下（別紙図面233に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面233に記載する表のとおり
力丸-3	宮若市下（別紙図面234に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面234に記載する表のとおり
力丸-4	宮若市下（別紙図面235に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面235に記載する表のとおり
力丸-5	宮若市宮田及び下（別紙図面236に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面236に記載する表のとおり
小川-1	宮若市下（別紙図面237に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面237に記載する表のとおり
犬測-3	宮若市下（別紙図面238に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面238に記載する表のとおり
犬測-2	宮若市三ヶ畑（別紙図面239に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面239に記載する表のとおり
東中畑	宮若市三ヶ畑（別紙図面240に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面240に記載する表のとおり
診療所	宮若市三ヶ畑（別紙図面241に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面241に記載する表のとおり
南小学校	宮若市三ヶ畑（別紙図面242に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面242に記載する表のとおり
浦ノ谷-1	宮若市三ヶ畑（別紙図面243に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面243に記載する表のとおり

松原谷-1	宮若市三ヶ畑（別紙図面244に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面244に記載する表のとおり
高敷-1	宮若市三ヶ畑（別紙図面245に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面245に記載する表のとおり
五郎ヶ畑	宮若市三ヶ畑（別紙図面246に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面246に記載する表のとおり
高敷-2	宮若市三ヶ畑（別紙図面247に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面247に記載する表のとおり
小河原-2	宮若市三ヶ畑（別紙図面248に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面248に記載する表のとおり
小河原-1	宮若市三ヶ畑（別紙図面249に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面249に記載する表のとおり
小河原-4	宮若市三ヶ畑（別紙図面250に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面250に記載する表のとおり
小河原-3	宮若市三ヶ畑（別紙図面251に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面251に記載する表のとおり
小谷口（A）	宮若市三ヶ畑（別紙図面252に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面252に記載する表のとおり
小谷口	宮若市三ヶ畑（別紙図面253に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面253に記載する表のとおり
小谷-5	宮若市三ヶ畑（別紙図面254に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面254に記載する表のとおり
小谷-4	宮若市三ヶ畑（別紙図面255に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面255に記載する表のとおり
小谷-2	宮若市三ヶ畑（別紙図面256に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面256に記載する表のとおり
小谷-1	宮若市三ヶ畑（別紙図面257に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面257に記載する表のとおり
三ヶ畑-2	宮若市三ヶ畑（別紙図面258に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面258に記載する表のとおり
三ヶ畑-1	宮若市三ヶ畑（別紙図面259に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面259に記載する表のとおり
五郎ヶ畑-2	宮若市三ヶ畑（別紙図面260に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面260に記載する表のとおり
五郎ヶ畑-1	宮若市三ヶ畑（別紙図面261に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面261に記載する表のとおり
古屋敷-3	宮若市三ヶ畑（別紙図面262に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面262に記載する表のとおり

古屋敷-2	宮若市三ヶ畑（別紙図面263に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面263に記載する表のとおり
古屋敷-1	宮若市三ヶ畑（別紙図面264に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面264に記載する表のとおり
緑山-1	宮若市緑山畑（別紙図面265に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面265に記載する表のとおり
緑山-3	宮若市緑山畑（別紙図面266に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面266に記載する表のとおり
緑山-2	宮若市緑山畑（別紙図面267に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面267に記載する表のとおり
山の口-2	宮若市湯原（別紙図面268に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面268に記載する表のとおり
山の口-1	宮若市湯原（別紙図面269に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面269に記載する表のとおり
大道-3	宮若市湯原（別紙図面270に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面270に記載する表のとおり
山の口-2-2	宮若市湯原（別紙図面271に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面271に記載する表のとおり
山の口-2-1	宮若市湯原（別紙図面272に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面272に記載する表のとおり
大道-2	宮若市湯原（別紙図面273に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面273に記載する表のとおり
山の口-1	宮若市湯原（別紙図面274に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面274に記載する表のとおり
湯原-2	宮若市湯原（別紙図面275に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面275に記載する表のとおり
湯原-1	宮若市湯原（別紙図面276に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面276に記載する表のとおり
大地原-1	宮若市湯原（別紙図面277に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面277に記載する表のとおり
大地原-2	宮若市湯原（別紙図面278に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面278に記載する表のとおり
大地原-3	宮若市湯原（別紙図面279に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面279に記載する表のとおり
大地原-4	宮若市湯原（別紙図面280に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面280に記載する表のとおり
芳ヶ谷	宮若市湯原（別紙図面281に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面281に記載する表のとおり

大地原-8	宮若市湯原（別紙図面282に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面282に記載する表のとおり
大地原-5	宮若市湯原（別紙図面283に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面283に記載する表のとおり
大地原-6	宮若市湯原（別紙図面285に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面285に記載する表のとおり
芳ヶ谷-4	宮若市湯原（別紙図面286に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面286に記載する表のとおり
谷-3	宮若市湯原（別紙図面287に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面287に記載する表のとおり
芳ヶ谷-2	宮若市湯原（別紙図面288に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面288に記載する表のとおり
芳ヶ谷-3	宮若市湯原（別紙図面289に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面289に記載する表のとおり
芳ヶ谷-1	宮若市湯原（別紙図面290に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面290に記載する表のとおり
谷-5	宮若市湯原（別紙図面291に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面291に記載する表のとおり
谷-1	宮若市湯原（別紙図面292に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面292に記載する表のとおり
平原-1	宮若市脇田（別紙図面293に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面293に記載する表のとおり
平原-4	宮若市脇田（別紙図面294に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面294に記載する表のとおり
平原	宮若市脇田（別紙図面295に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面295に記載する表のとおり
福井-2	宮若市脇田（別紙図面296に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面296に記載する表のとおり
芳賀-2	宮若市脇田（別紙図面297に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面297に記載する表のとおり
芳賀-3	宮若市脇田（別紙図面298に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面298に記載する表のとおり
安河内-5	宮若市脇田（別紙図面299に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面299に記載する表のとおり
安河内-4	宮若市脇田（別紙図面300に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面300に記載する表のとおり
大道-1	宮若市脇田（別紙図面301に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面301に記載する表のとおり

芳賀-1	宮若市脇田（別紙図面302に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面302に記載する表のとおり
脇田-1	宮若市脇田（別紙図面303に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面303に記載する表のとおり
脇田-2	宮若市脇田（別紙図面304に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面304に記載する表のとおり
脇田-3	宮若市脇田（別紙図面305に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面305に記載する表のとおり
脇田-4	宮若市脇田（別紙図面306に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面306に記載する表のとおり
下脇田-3	宮若市脇田（別紙図面307に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面307に記載する表のとおり
下脇田-1	宮若市脇田（別紙図面308に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面308に記載する表のとおり
下脇田-5	宮若市脇田及び乙野（別紙図面309に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面309に記載する表のとおり
下脇田-2	宮若市乙野（別紙図面310に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面310に記載する表のとおり
小伏-3	宮若市小伏（別紙図面311に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面311に記載する表のとおり
下脇田	宮若市小伏（別紙図面312に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面312に記載する表のとおり
入江-1	宮若市小伏（別紙図面313に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面313に記載する表のとおり
入江-2	宮若市小伏（別紙図面314に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面314に記載する表のとおり
入江-3	宮若市小伏（別紙図面315に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面315に記載する表のとおり
小伏-2-1	宮若市小伏（別紙図面316に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面316に記載する表のとおり
小伏-2-2	宮若市小伏（別紙図面317に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面317に記載する表のとおり
小伏-1	宮若市小伏（別紙図面318に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面318に記載する表のとおり
石宗	宮若市小伏（別紙図面319に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面319に記載する表のとおり
石宗-1	宮若市小伏（別紙図面320に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面320に記載する表のとおり

石宗-2-1	宮若市小伏（別紙図面321に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面321に記載する表のとおり
石宗-2-2	宮若市小伏（別紙図面322に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面322に記載する表のとおり
高森裏-1	宮若市小伏（別紙図面323に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面323に記載する表のとおり
高森裏-2	宮若市小伏（別紙図面324に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面324に記載する表のとおり
高森裏-4	宮若市小伏（別紙図面326に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面326に記載する表のとおり
小金原	宮若市小伏（別紙図面327に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面327に記載する表のとおり
小金原-3	宮若市稲光（別紙図面328に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面328に記載する表のとおり
下稲光	宮若市稲光（別紙図面329に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面329に記載する表のとおり
上稲光-1	宮若市稲光（別紙図面330に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面330に記載する表のとおり

備考 別紙図面は、省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第575号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥畑1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
奥畑2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
奥畑3	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流

宮田越	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
中畑1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
中畑2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
室木5	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
室木4	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
室木3	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
室木2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
室木1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
室木神田3	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
室木神田2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
室木神田1	鞍手郡鞍手町大字室及び大字八尋（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
泉水1-1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
泉水1-2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
泉水2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
新延1	鞍手郡鞍手町大字新延及び大字古門（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
六反田1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
七ヶ谷2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
七ヶ谷1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
六反田2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流

六反田3	鞍手郡鞍手町大字新延及び大字永谷（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
別当谷2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
別当谷1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
永谷1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
永谷2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
永谷3	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
大谷2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
永谷4	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
永谷5-3	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
永谷5-2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
永谷5-1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
大谷1	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
西山1	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
西山2	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
西山3	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
西山4	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
西山5	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流
神埼1	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
神埼2	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流

中山	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
新北1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
田頭2	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
田頭1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
入生	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流
長谷下2	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流
長谷下1	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流
長谷中2	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流
長谷中1	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流
水上	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流
中畑3	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中畑2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中畑1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮田越2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大懐	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥畑	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥畑1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
室木神田2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
室木神田1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

末森	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大懐1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大懐2	鞍手郡鞍手町大字八尋及び大字室木（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八尋末森	鞍手郡鞍手町大字八尋及び大字室木（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大広木2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大広木-1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大広木-2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大広木-3	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八尋神田3	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八尋神田1-1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八尋神田1-2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北浦3	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北浦2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北浦1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸ノ浦2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸ノ浦4	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸ノ浦5	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸の浦-1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸の浦-2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

太郎丸2-1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太郎丸2-2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八尋	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太郎丸1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太郎丸4	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小木橋3	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小木橋2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小木橋1	鞍手郡鞍手町大字新延及び大字八尋（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新延2	鞍手郡鞍手町大字新延及び大字八尋（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉水3	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新延4	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉水1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉水2-2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉水2-1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新延1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
六反田1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
六反田7	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新延3	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鬼ヶ崎	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

六反田5	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
六反田4	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新延2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
六反田	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
六反田6	鞍手郡鞍手町大字永谷及び大字新延（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
室井団地-1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
室井団地-2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅寿ヶ谷-1	鞍手郡鞍手町大字永谷及び大字新延（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
別当谷2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅寿ヶ谷(2)-2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅寿ヶ谷(2)-1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永谷1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永谷4	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永谷3-2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永谷3-1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古門3	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古門2	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古門4	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

柿山1	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古門5	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柿山	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古門6	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道中3	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松隈-1	鞍手郡鞍手町大字木月及び大字古門（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松隈-2	鞍手郡鞍手町大字木月（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浪内	鞍手郡鞍手町大字木月及び大字古門（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古門1	鞍手郡鞍手町大字木月（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今村2	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小牧1-6	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小牧1-5	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小牧1-4	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小牧1-3	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小牧1-2	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小牧1-1	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宗春	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山2	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山3	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

中山	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸ノ内1	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸ノ内2	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸町	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猿喰	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
土与丸1	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
土与丸4	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下内	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
土与丸6-1	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
土与丸6-2	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本司6-1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本司6-2	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本司1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本司7-1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本司7-2	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本司3	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本司5	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
椿手2-1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
椿手2-2	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

本司4	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中町	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長家	鞍手郡鞍手町大字新北及び大字八尋（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山ノ殿	鞍手郡鞍手町大字新北及び大字八尋（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長谷上3	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長谷上1	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長谷上2	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永谷(1)	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面163に示す区域のとおり）	地すべり
永谷(2)	鞍手郡鞍手町大字永谷及び大字新延（別紙図面164に示す区域のとおり）	地すべり
六反田	鞍手郡鞍手町大字永谷及び大字新延（別紙図面165に示す区域のとおり）	地すべり
室木	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面166に示す区域のとおり）	地すべり

備考 別紙図面は、省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第576号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

奥畑2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
奥畑3	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
宮田越	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
中畑1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
中畑2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
室木5	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
室木4	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
室木3	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
室木2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
室木1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
室木神田3	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
室木神田2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
室木神田1	鞍手郡鞍手町大字室（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
泉水1-1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
泉水1-2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
泉水2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
新延1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
六反田1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
七ヶ谷2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり

七ヶ谷 1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
六反田 2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
六反田 3	鞍手郡鞍手町大字新延及び大字永谷（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
別当谷 2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
別当谷 1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
永谷 1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
永谷 2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
永谷 3	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
大谷 2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
永谷 4	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
永谷 5 - 3	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
永谷 5 - 2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
永谷 5 - 1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
大谷 1	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり
西山 1	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
西山 2	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
西山 3	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面37に記載する表のとおり
西山 4	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面38に記載する表のとおり

西山 5	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面39に記載する表のとおり
神埼 1	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面40に記載する表のとおり
神埼 2	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面41に記載する表のとおり
中山	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面42に記載する表のとおり
新北 1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面43に記載する表のとおり
田頭 2	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面44に記載する表のとおり
田頭 1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面45に記載する表のとおり
入生	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面46に記載する表のとおり
長谷下 2	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面47に記載する表のとおり
長谷下 1	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面48に記載する表のとおり
長谷中 2	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面49に記載する表のとおり
長谷中 1	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面50に記載する表のとおり
水上	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面51に記載する表のとおり
中畑 3	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
中畑 2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
中畑 1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
宮田越 2	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
大懐	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
奥畑	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり

奥畑 1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
室木神田 1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
末森	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
大懐 1	鞍手郡鞍手町大字室木（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
大懐 2	鞍手郡鞍手町大字八尋及び大字室木（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
八尋末森	鞍手郡鞍手町大字八尋及び大字室木（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
大広木 2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
大広木 - 1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
大広木 - 2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
大広木 - 3	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
八尋神田 3	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
八尋神田 1 - 1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
八尋神田 1 - 2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
北浦 3	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
北浦 2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
北浦 1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
幸ノ浦 2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
幸ノ浦 4	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり

幸ノ浦 5	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
幸の浦 - 1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
幸の浦 - 2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
太郎丸 2 - 1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
太郎丸 2 - 2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
八尋	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
太郎丸 1	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
太郎丸 4	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
小木橋 3	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
小木橋 2	鞍手郡鞍手町大字八尋（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
小木橋 1	鞍手郡鞍手町大字新延及び大字八尋（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
新延 2	鞍手郡鞍手町大字新延及び大字八尋（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
泉水 3	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり
新延 4	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
泉水 1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
泉水 2 - 2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
泉水 2 - 1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
新延 1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり

六反田1	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
六反田7	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
新延3	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
鬼ヶ崎	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
六反田5	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
六反田4	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
新延2	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
六反田	鞍手郡鞍手町大字新延（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
六反田6	鞍手郡鞍手町大字永谷及び大字新延（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
室井団地－1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
室井団地－2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
梅寿ヶ谷－1	鞍手郡鞍手町大字永谷及び大字新延（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
別当谷2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
梅寿ヶ谷（2）－2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり
梅寿ヶ谷（2）－1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
永谷1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
永谷4	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
大谷	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり

永谷3－2	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり
永谷3－1	鞍手郡鞍手町大字永谷（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり
古門3	鞍手郡鞍手町大字古門及び遠賀郡遠賀町大字虫生津（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
古門2	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
古門4	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり
柿山1	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
古門5	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
柿山	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面120に記載する表のとおり
古門6	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面121に記載する表のとおり
道中3	鞍手郡鞍手町大字古門（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり
松隈－1	鞍手郡鞍手町大字木月及び大字古門（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
松隈－2	鞍手郡鞍手町大字木月（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
浪内	鞍手郡鞍手町大字木月及び大字古門（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり
古門1	鞍手郡鞍手町大字木月（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面126に記載する表のとおり
今村2	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
小牧1－6	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり
小牧1－5	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面129に記載する表のとおり

小牧1-4	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面130に記載する表のとおり
小牧1-3	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面131に記載する表のとおり
小牧1-2	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面132に記載する表のとおり
小牧1-1	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面133に記載する表のとおり
宗春	鞍手郡鞍手町大字小牧（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面134に記載する表のとおり
中山3	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面136に記載する表のとおり
中山	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面137に記載する表のとおり
丸ノ内1	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面138に記載する表のとおり
丸ノ内2	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面139に記載する表のとおり
幸町	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面140に記載する表のとおり
猿喰	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面141に記載する表のとおり
土与丸1	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面142に記載する表のとおり
土与丸4	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面143に記載する表のとおり
下内	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面144に記載する表のとおり
土与丸6-1	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面145に記載する表のとおり
土与丸6-2	鞍手郡鞍手町大字中山（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面146に記載する表のとおり
本司6-1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面147に記載する表のとおり
本司6-2	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面148に記載する表のとおり
本司1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面149に記載する表のとおり

本司7-1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面150に記載する表のとおり
本司7-2	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面151に記載する表のとおり
本司3	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面152に記載する表のとおり
本司5	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面153に記載する表のとおり
椿手2-1	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面154に記載する表のとおり
椿手2-2	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面155に記載する表のとおり
本司4	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面156に記載する表のとおり
中町	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面157に記載する表のとおり
長家	鞍手郡鞍手町大字新北（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面158に記載する表のとおり
山ノ殿	鞍手郡鞍手町大字新北及び大字八尋（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面159に記載する表のとおり
長谷上3	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面160に記載する表のとおり
長谷上1	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面161に記載する表のとおり
長谷上2	鞍手郡鞍手町大字長谷（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面162に記載する表のとおり

備考 別紙図面は、省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	北矢部 冬 野 線 黒 木	前	八女市黒木町大淵6102 番1先から 八女市黒木町大淵6102 番先まで	3.6 ～ 7.8	26.0
			後	八女市黒木町大淵6102 番1先から 八女市黒木町大淵6112 番先まで	7.0 ～ 28.0	
八 女	県 道	北矢部 冬 野 線 黒 木	前	八女市黒木町大淵8746 番先から 八女市黒木町大淵7986 番1先まで	4.4 ～ 5.5	74.5
			後	八女市黒木町大淵8746 番先から 八女市黒木町大淵7986 番1先まで	12.0 ～ 22.0	
八 女	県 道	北矢部 冬 野 線 黒 木	前	八女市黒木町大淵8280 番1先から 八女市黒木町大淵3609 番1先まで	3.5 ～ 9.0	236.0
			後	八女市黒木町大淵8280 番1先から 八女市黒木町大淵3609 番1先まで	7.0 ～ 60.0	
北九州	県 道	中 間 水 巻 線	前	中間市岩瀬西町1442番 5先から 遠賀郡水巻町頃末北1 丁目1135番8先まで	8.0 ～ 60.0	2,672.2
			前	中間市岩瀬西町1442番 4先から 遠賀郡水巻町頃末北4 丁目1237番12先まで	11.0 ～ 42.5	

北九州	県 道	中 間 水 巻 線	後	中間市岩瀬西町1442番 5先から 遠賀郡水巻町頃末北4 丁目1237番12先まで	16.0 ～ 44.0	2,838.2
			後	中間市岩瀬西町1442番 4先から 遠賀郡水巻町頃末北4 丁目1237番12先まで	11.0 ～ 42.5	
京 築	一 般 国 道	496号	前	京都郡みやこ町犀川内 垣882番先から 京都郡みやこ町犀川内 垣584番1先まで	19.5 ～ 90.0	105.0
			後	京都郡みやこ町犀川内 垣882番先から 京都郡みやこ町犀川内 垣584番1先まで	19.5 ～ 102.0	
南筑後	一 般 国 道	442号	前	三潞郡大木町八町牟田 207番1先から 三潞郡大木町八町牟田 803番1先まで	11.2 ～ 33.7	125.0
			後	三潞郡大木町八町牟田 207番1先から 三潞郡大木町八町牟田 801番2先まで	7.0 ～ 36.0	
南筑後	県 道	久留米 城 島 線 大 川	前	大川市大字鐘ヶ江749番 先から 大川市大字鐘ヶ江6番 1先まで	6.4 ～ 8.2	140.8
			後	大川市大字鐘ヶ江749番 先から 大川市大字鐘ヶ江6番 1先まで	8.0 ～ 10.7	

南筑後	県道	大川線 大木	前	大川市大字下林550番1先から 久留米市城島町江上1505番1先まで	4.5 ～ 15.1	552.2
			前	大川市大字下林550番1先から 久留米市城島町江上1505番1先まで	8.3 ～ 29.0	
			後	大川市大字下林550番1先から 久留米市城島町江上1412番3先まで	4.5 ～ 15.1	772.2
			後	大川市大字下林550番1先から 久留米市城島町江上1412番3先まで	12.6 ～ 29.0	670.0

福岡県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	北矢部冬野線 黒木	八女市黒木町大淵6102番1先から 八女市黒木町大淵6112番先まで
京築	496号	京都郡みやこ町犀川内垣882番先から 京都郡みやこ町犀川内垣584番1先まで
南筑後	443号	みやま市山川町尾野1447番1先から みやま市山川町尾野1656番先まで

南筑後	大川線 大木	大川市大字下林550番1先から 大川市大字下林508番1先まで
南筑後	飯江線 長田	みやま市山川町尾野1447番1先から みやま市山川町尾野1697番1先まで

福岡県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕介352	たかさき脳神経外科クリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲丸林101-2	24・2・1	居管・予居管
宰介87	如月クリニック	太宰府市国分1丁目13-11	24・2・16	居管
八女介132	山口医院	八女市星野村12038	24・1・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
田川介5	あおぞら診療所	田川郡糸田町南糸田1698-1	24・2・1	訪看・居管・予訪看・予居管
大介薬156	タケシタ調剤薬局大牟田店	大牟田市原山町19-9	24・2・1	居管・予居管
粕介薬109	訪問看護ステーションエルム	糟屋郡粕屋町大字大隈1055-1	24・2・1	訪看・予訪看
田居170	デイサービス日十京	田川市大字伊田2584-3	24・2・1	通介・予通介
田居171	ユニット型介護老人福祉施設春のおとずれ	田川市大字伊加利2047-3	24・2・1	短生・予短生
田介福4	ユニット型介護老人福祉施設春のおとずれ	田川市大字伊加利2047-3	24・2・1	老福

嘉麻居92	通所介護一期一会	嘉麻市山野1124-2	24・3・1	通介・予通介
大川支13	小保ケアプランサービス	大川市大字小保245-1	24・3・1	居支
行居84	デイサービスひだまり	行橋市大字天生田586-1	24・2・1	通介・予通介
中居61	デイサービスセンターたぬきの里	中間市通谷6丁目21-10	24・2・1	通介・予通介
中居62	デイサービス茶の家	中間市中央5丁目10-13	24・2・1	通介・予通介
中居63	つくし介護サービス	中間市大字垣生城丸1008-79	24・3・1	訪介・予訪介
宰居59	丸山病院デイサービスさくらの里	太宰府市坂本1丁目3-2	23・7・1	通介・予通介
宗遠居20	デイサービスこの葉	遠賀郡芦屋町大字山鹿87-11	24・2・1	通介・予通介
宮居67	デイサービスかなえ	宮若市磯光1713-45	24・2・1	通介・予通介
み支24	ケアプランセンターめぐみ	みやま市高田町上楠田1237	24・2・1	居支
田川支10	ケアプランきもと	田川郡添田町大字添田783	24・3・1	居支
嘉麻居93	小規模多機能ホーム彩嘉麻市事業所	嘉麻市口春732-8	24・3・1	小居・予小居
糸島地居58	デイサービス笑顔の家	糸島市二丈深江1702-15	24・2・1	通介・予通介

福岡県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
遠支33	ケアプラン木の葉	遠賀郡水巻町猪熊5丁目7-41	遠賀郡芦屋町大字山鹿87-11	24・2・1
飯居240	訪問介護一期	飯塚市菰田115-16	嘉麻市山野1124-2	24・2・1

福岡県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
宮居61	デイサービスうぐいす	宮若市本城1104	23・10・31

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
八女介129	山口医院	八女市星野村12038	23・12・31
田川介3	あおぞら診療所	田川郡糸田町南糸田1698-1	24・1・31
京居10	みやこ町社協ホームヘルプサービスセンターみつば	京都郡みやこ町勝山上田971	24・2・29
京居77	グループホームみやこ	京都郡みやこ町犀川花熊1001	24・1・31
大居118	スマイル	大牟田市久福木817-11	24・1・31
春居1	アップルハート福岡店	春日市岡本2-11（レジデンス春日ビル）	23・3・31
遠居83	デイサービスこの葉	遠賀郡水巻町猪熊5-7-41	24・1・31

田川支66	サンコーケアプランサー ビス	田川郡大任町今任原1989	24・1・31
-------	-------------------	---------------	---------

公 告

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 主催者

財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話092-632-4501）

4 講習会の日程

次の第1回から第3回までの日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成24年	6月11日（月）、6月18日（月）、6月25日（月）
第2回	平成24年	10月1日（月）、10月15日（月）、10月22日（月）
第3回	平成24年	11月19日（月）、11月26日（月）、12月3日（月）

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生学 4時間
理容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人員

第1回30名、第2回30名、第3回30名

7 受講料

18,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 主催者

財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話092-632-4501）

4 講習会の日程

次の第1回から第3回までの日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成24年	6月11日（月）、6月18日（月）、6月25日（月）
第2回	平成24年	10月1日（月）、10月15日（月）、10月22日（月）
第3回	平成24年	11月19日（月）、11月26日（月）、12月3日（月）

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生学 4時間
美容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人員

第1回170名、第2回150名、第3回150名

7 受講料

18,000円

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、福岡県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年福岡県条例第54号）の一部改正に伴い、規定の整理を行うものであるため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年3月28日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に伴い、規定の整理を行うほか、用語の整理を行うものであるため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年3月28日

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立スポーツ科学情報センター

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号

3 利用料金の承認年月日

平成24年3月28日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

種 類	単 位	区 分	料 金 (1人)
アリーナ	2時間	一 般	300円
		児童生徒	150円
トレーニング室	2時間	一 般	350円
		児童生徒	180円
クライミングウォール	2時間	一 般	300円
		児童生徒	150円
ボルダリングウォール	2時間	一 般	300円
		児童生徒	150円

(2) 占用使用の場合

種 類	時 間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合

メイ ン ア リ ー ナ	9時から 12時まで	8,250円	24,770円	107,340円
	13時から 17時まで	11,000円	33,020円	143,120円
	18時から 21時まで	10,390円	31,190円	135,170円
サ ブ ア リ ー ナ	9時から 17時まで	19,260円	57,800円	250,470円
	13時から 21時まで	21,400円	64,220円	278,300円
	9時から 21時まで	29,660円	88,990円	385,640円
多 目 的 ア リ ー ナ	9時から 12時まで	3,970円	11,920円	51,680円
	13時から 17時まで	5,300円	15,900円	68,910円
	18時から 21時まで	4,990円	14,980円	64,930円
	9時から 17時まで	9,270円	27,830円	120,590円
	13時から 21時まで	10,290円	30,880円	133,840円
	9時から 21時まで	14,270円	42,810円	185,530円
	9時から 12時まで	3,660円	11,000円	47,700円
	13時から 17時まで	4,890円	14,670円	63,610円
	18時から 21時まで	4,580円	13,760円	59,630円
	9時から 17時まで	8,560円	25,680円	111,320円
	13時から 21時まで	9,480円	28,440円	123,240円
	9時から 21時まで	13,150円	39,450円	170,950円

ク ラ イ ミ ン グ ウ ォ ー ル	9時から 12時まで	2,700円	8,100円	35,100円
	13時から 17時まで	3,600円	10,800円	46,800円
	18時から 21時まで	3,400円	10,200円	44,200円
ホ ル ダ リ ン グ ウ ォ ー ル	9時から 17時まで	6,300円	18,900円	81,900円
	13時から 21時まで	7,000円	21,000円	91,000円
	9時から 21時まで	9,700円	29,100円	126,100円
	9時から 12時まで	1,500円	4,500円	19,500円
	13時から 17時まで	2,000円	6,000円	26,000円
	18時から 21時まで	1,900円	5,700円	24,700円
	9時から 17時まで	3,500円	10,500円	45,500円
	13時から 21時まで	3,900円	11,700円	50,700円
	9時から 21時まで	5,400円	16,200円	70,200円

(3) 宿泊室

種 類	単 位	区 分	料金 (1人)
宿泊室 (洋室)	1 泊	一 般	3,050円
		児童生徒	1,520円
宿泊室 (和室)	1 泊	一 般	1,320円
		児童生徒	660円

(4) 附属施設

施 設 名	料 金
会 議 室	1時間につき 450円
第1研修室	1時間につき 450円

第2研修室	1時間につき	350円
第3研修室	1時間につき	860円
第4研修室	1時間につき	960円
和室	1時間につき	660円
視聴覚室	1時間につき	910円

備考

- 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種別	単位	利用料金	備考
得点表示盤	一式1回(1日)	2,440円	移動式
放送設備	一式1回(1日)	3,050円	
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,050円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。) 広告掲示物の掲出を含む。1平方メートル未満の端数は、切り上げる。
	1平方メートル1回(1日)	6,110円	
掲示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,010円	
バレーボール用フロアコート	一式1回(1日)	65,340円	
テニス用フロアコート	一式1回(1日)	39,040円	
バドミントン用フロアコート	一式1回(1日)	15,590円	
いす	1脚1回(1日)	120円	観客用折りたたみいす
フロアシート	1枚1回(1日)	790円	
コインロッカー	1回	50円	

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

- 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区分	利用料金
電気	実費相当額
冷暖房	実費相当額

- 占有使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占有使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。
- 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒(これらに準ずる者を含む。)をいい、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- メインアリーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サブアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和63年福岡県条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立総合プール

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

平成24年3月28日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

種類	期間	単位	区分	料金(1人)
プール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	540円
			生徒	320円
			児童	210円
	10月15日から翌年6月30日まで(25メートルプールのみ)	1回	一般	760円
			生徒	430円
			児童	320円
スケートリンク	11月1日から翌年4月10日まで	1回	一般	1,050円
			生徒	750円
			児童	550円

ただし、プールにおいて1回あたりの利用時間が2時間以内の場合は次のとおりとする。

種類	期間	単位	区分	料金(1人)
プール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	400円
			生徒	300円
			児童	200円
	10月15日から翌年6月30日まで(25メートルプールのみ)	1回	一般	400円
			生徒	300円
			児童	200円

(2) 占用使用の場合

種類	期間	時間	50メートルプール スケートリンク			25メートルプール		飛込プール		
			アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
プール	5月20日から9月30日まで(25メートルプールにあっては、7月1日から9月30日まで)	9時から13時まで	47,990円	143,980円	287,960円	32,720円	98,160円	1時間につき 5,450円	1時間につき 16,360円	1時間につき 32,720円
		13時から17時まで	47,990円	143,980円	287,960円	32,720円	98,160円			
		17時から21時まで	59,990円	179,970円	359,950円	40,350円	121,070円			
		9時から17時まで	95,980円	287,960円	575,930円	65,440円	196,330円			
		13時から21時まで	107,980円	323,960円	647,920円	73,080円	219,240円			
		9時から21時まで	155,980円	467,940円	935,880円	105,800円	317,410円			
	10月15日から翌年6月30日まで	9時から13時まで				49,080円	147,250円			
		13時から17時まで				49,080円	147,250円			
		17時から21時まで				61,080円	183,250円			
		9時から17時まで				98,160円	294,500円			
		13時から21時まで				110,160円	330,500円			
		9時から21時まで				159,250円	477,760円			
スケートリンク	11月1日から翌年4月10日まで	9時から13時まで	63,260円	189,790円	379,590円					
		13時から17時まで	63,260円	189,790円	379,590円					
		17時から21時まで	79,620円	238,880円	477,760円					
		9時から17時まで	126,530円	379,590円	759,180円					
		13時から21時まで	142,890円	428,670円	857,350円					
		9時から21時まで	206,150円	618,470円	1,236,940円					

(3) 附属施設

施設名	料金
会議室	1時間につき 540円

備考

- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。

2 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種 別	単 位	利用料金	備 考
電光掲示板	一式1回(1日)	13,080円	固定式
電光掲示板	一式1回(1日)	6,540円	移動式
自動計時装置	一式1回(1日)	3,270円	タッチボード等
水球用35秒計	一式1回(1日)	3,270円	
放送設備	一式1回(1日)	3,270円	
水泳競技用具	一式1回(1日)	3,270円	競技種目別
ペースタイマー	一式1回(1日)	3,270円	
審判台	1組1回(1日)	1,090円	水球用
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,270円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	6,540円	スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。)
掲示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,090円	長期継続使用の場合
アイスホッケーゴールポスト	一式1回(1日)	3,270円	
コインロッカー	1回	50円	

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

3 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区 分	利 用 料 金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

4 占用使用の場合、競技役員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコーズロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

5 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を使用する場合は、当該使用区分の額の2割増とする。

6 占用使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童」とは幼児及び小学校の児童を、「生徒」とは中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒(これらに準ずる者を含む。)をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者をいう。

10 保護者が同伴する児童については、保護者1人につき、当該児童1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和63年福岡県条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、福岡県馬術競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
福岡県馬術競技場
- 位置
古賀市筵内564番地
- 利用料金の承認年月日
平成24年3月28日
- 利用料金
(1) 個人使用の場合

区 分	2時間以内	超過1時間ごと
児童生徒	870円	430円
一 般	1,300円	650円

(2) 占用使用の場合

区 分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
馬場馬術競技場	7,090円	7,090円	14,180円
障害馬術競技場	14,180円	14,180円	28,360円
覆い馬場	11,450円	11,450円	22,900円

(3) 厩舎

1房につき1日 1,090円

(4) 附属施設

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会 議 室	1,090円	1,300円	2,390円
研 修 室	2,180円	2,720円	4,900円

備考

- 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占用使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第6条第2項の

規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成24年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立久留米スポーツセンター

2 位置

久留米市東櫛原町173番地

3 利用料金の承認年月日

平成24年3月28日

4 利用料金

(1) 陸上競技場

区 分		4時間以内	4時間を超えて 8時間以内	超過1時間ごと	
競技場	占用使用 入場料を徴収しない場合	児童生徒	3,200円	6,290円	830円
		一般	7,950円	15,790円	1,980円
	入場料を徴収する場合		31,580円	63,170円	6,290円
個人使用	児童生徒 一般	単券	40円	回数券 (11枚)	400円
			50円		500円
附属施設	会議室	1時間につき			150円
	合宿所	児童生徒 一般	1泊	1人	310円
				1人	470円
浴室	1回				790円

(2) 補助競技場

区 分		4時間以内	4時間を超えて 8時間以内	超過1時間ごと	
競技場	占用使用	児童生徒	830円	1,540円	200円
		一般	3,200円	6,290円	790円
競技場	個人使用	児童生徒	無 料		
		一般	無 料		

(3) 体育館

区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで		
競技場	占用	アマチュアスポーツのために利用する場合	平日	3,560円	4,740円	5,930円	8,310円	10,680円	14,240円
			土・日・休日	4,740円	5,930円	7,120円	10,680円	13,060円	17,810円
		その他の場合	平日	17,810円	23,750円	29,680円	41,560円	53,430円	65,900円
			土・日・休日	21,370円	28,500円	35,620円	49,870円	64,120円	78,970円
	使用	アマチュアスポーツのために利用する場合	平日	10,680円	14,240円	17,810円	24,930円	32,060円	39,540円
			土・日・休日	14,240円	17,810円	21,370円	32,060円	39,180円	53,430円
その他の場合		平日	32,060円	38,000円	44,530円	69,820円	82,410円	105,450円	
		土・日・休日	42,750円	47,500円	53,430円	89,770円	100,940円	131,810円	
個人使用	2時間につき	児童生徒						100円	
		一般						230円	
附属施設	会議室	1時間につき					230円		
	トレーニング室	1回(個人使用)					170円		
	シャワー室	1人					70円		

(4) テニスコート

区 分		金 額				
競技場	占用使用1面	2時間以内 470円				
	個人使用	児童生徒	単 券	100円	回数券 (11枚)	1,000円
		一般		180円		1,800円

備考

- 「占用使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 「児童生徒」とは小学校児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種類	設 備・器 具 名	単 位	利 用 料 金
陸上競技場	放送設備	一式 1日	1,180円
	ロッカー	1回	20円
	湯沸し設備	1日	350円
	競技用器具	一式 1日	1,180円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	20円
	椅子	1脚 1回	10円
体	全自動電気計時装置	一式 1日	3,050円
	放送設備	一式 1回	1,180円
	照明設備	一式 1回	2,370円
	ロッカー	1回	20円
	電光得点表示盤	一式 1回	230円
	30秒タイマー計	一式 1回	120円
	フェール回数表示器	一式 1回	120円

育 館	タイムアウト要求器	一式 1回	120円
	8ミリ映写機	1台 1回 (スクリーンを含む。)	1,780円
	幻灯機	1台 1回 (スクリーンを含む。)	1,180円
	スクリーン	一式 1回	590円
	長机	1脚 1回	20円
	椅子	1脚 1回	10円
	バスケットボール	1面 1回	350円
	ミニバスケットボール	1面 1回	230円
	バレーボール	1面 1回	230円
	ハンドボール	1面 1回	350円
テニスコート	バドミントン	1面 1回	120円
	卓球	1台 1回	120円
	器機体操用具	1種目(1セット) 1回	120円
	放送設備	一式 1日	1,180円
	湯沸し設備	1日	350円
	競技用器具	一式 1日	1,180円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	20円
	椅子	1脚 1回	10円

5 利用者(アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。)が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に50を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額を加算した額とする。

6 利用者が体育館を占有使用する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、この表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区 分	利 用 料 金
-----	---------

電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年3月28日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会運営規則(昭和29年福岡県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第20条第3号の公印の項中「運転免許証中」を「運転免許証及び運転経歴証明書中」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年3月28日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「信号機の設置(管理)委任書(様式第1号)」を「交通信号機設置(管理)委任書(様式第1号の4)」に改める。

第14条第2号中「かさ」を「傘」に改め、同条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

第14条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 大きな音量で、カーラジオ等を聞き又はイヤホン等を使用して音楽を聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、公共目的を遂行する者が当該目的のための指令等を受信する場合は、この限りでない。

第28条の見出し中「記載事項変更等」を「記載事項の変更等」に改め、同条第1項中「記載事項変更」を「記載事項の変更」に改め、同条第2項中「記載事項変更」を「記載事項の変更」に、「住所変更」を「住所の変更」に改める。

第28条の2の見出し中「記載事項変更等の届出及び」を「更新の」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第31条第1項中「及び同条第5項」を「、同条第5項」に、「運転経歴証明書（様式第26号の8）の交付の申請は、警察本部運転免許管理課」を「運転経歴証明書の交付の申請、規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出及び規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請は、福岡県警察本部交通部運転免許管理課」に、「申請に」を「申請及び規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出に」に改め、同条第2項中「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 規則第30条の10第1項の都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書及び規則第30条の13第1項の都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書^{交付}再^{交付}申請書（様式第26号の8）とする。

4 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請を運転免許試験場に行おうとする者は、前項の申請書に申請用写真を添付することを要しない。

第31条に次の1項を加える。

5 規則第30条の12第2項の都道府県公安委員会規則で定める届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（様式第26号の9）とする。

別表第1一般国道の部3号の項中

「北九州市八幡西区黒崎城石2315番10から同区穴生3丁目1番9まで

を

「北九州市八幡東区大字前田字下犬付1970番10から同区穴生3丁目1番9まで

「北九州市八幡西区大字熊手字西割2465番1から同区洞南町5番1まで

に改め、同部208号の項中

「北九州市八幡西区大字熊手字湊957番1から同区大字熊手字西割2465番5まで

「大牟田市船津町467番3から大川市大字向島字出来島2162番まで

を

「大牟田市岬町1番16から柳川市大和町栄字東浦田1487番1まで

「大牟田市新港町1番188から柳川市大和町栄字東浦田1487番1まで

に改め、同部389号の項中「同市

「大牟田市船津町467番3から大川市大字向島字出来島2162番まで

白金町175番先」を「同市三里町1丁目7番9先」に改め、同表県道の部大牟田荒尾線の項を削り、同部大牟田港線の項の次に次のように加える。

三池港線	大牟田市新港町1番199先から同市三里町1丁目7番9先まで
	大牟田市新港町9番30先から同市四山町49番3先まで

別表第1市道の部西新通線の項の次に次のように加える。

三川町1丁目新港町線	大牟田市三川町1丁目4番1地先から同市西港町1丁目21番1地先まで
------------	-----------------------------------

別表第1市道の部北磯町新開町線の項の次に次のように加える。

三川町1丁目線	大牟田市三川町1丁目26番1地先から同市三川町1丁目26番7地先まで
三川町1丁目四山町線	大牟田市新港町1番66地先から同市四山町49番3地先まで

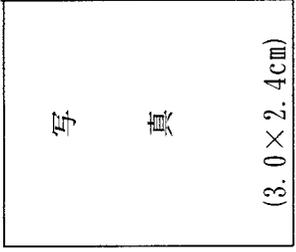
別表第2福岡県の管理に係る道路（道路法第2条に規定する道路以外の道路に限る。）の部を次のように改める。

福岡県の管理に係る道路（道路法第2条に規定する道路以外の道路に限る。）	1	大牟田市新港町1番29先から同市新港町1番179先までの区間
	2	大牟田市新港町6番37先から同市西港町1丁目22番9先までの区間
	3	大牟田市新港町6番46先から同市新港町6番47先までの区間
	4	大牟田市新港町6番48先から同市新港町1番152先までの区間
	5	大牟田市西浜田町3191番先から同市新町13番1先、同町17番1先及び同町20番10先を経て同町20番13先に至る区間
	6	京都郡菟田町新浜町1番13先から同町新浜町1番18先までの区間

「様式第26号の8 運転経歴証明書（第31条関係）
 様式目次中 様式第26号の9 運転経歴証明書交付申請書（第31条関係）」を
 「様式第26号の8 運転経歴証明書^{交付}再^{交付}申請書（第31条関係）
 様式第26号の9 運転経歴証明書記載事項変更届（第31条関係）」に改める。
 様式第26号の8及び様式第26号の9を次のように改める。

様式第26号の8(第31条関係)

運転経歴証明書
交付申請書
再交付



年 月 日

福岡県公安委員会 殿

フリガナ			年 月 日 生																				
氏 名			(歳)																				
住 所		性別	男 ・ 女																				
		電話番号																					
運転免許取消年月日	年 月 日																						
取消通知書番号	第 号																						
申請取消受理窓口																							
運転経歴証明書番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																						

再 交 付 理 由	・ 亡失 ・ 滅失 ・ 汚損 ・ 破損 ・ その他 ()
住 所 確 認 書 類	・ 住民票 ・ 公的郵便物等 ・ 保険証 ・ その他 ()
添 付 書 類	・ 運転経歴証明書 ・ 亡失等事実証明書類 ()
県外からの転入者の 転出元都道府県名	

- 注 1 申請者は、太枠内のみ記入すること。
 2 性別欄は、該当するものを○で囲むこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（同条第2号中「かさ」を「傘」に改める部分を除く。）は同年5月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第11号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年3月28日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 警察本部

警察官 3,753人

一般職員 580人

(2) 警察署

警察官 7,112人

一般職員 325人

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第71号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、平成24年2月6日から同年3月6日までの間、意見公募手続を実施したので、福岡県行政手続条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成24年3月28日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成24年福岡県公安委員会規則第10号）

2 規則の公布の日

平成24年3月28日

3 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

提出意見	提出意見を考慮した結果及びその理由
第14条(8)において「公共目的」という表現がありますが、具体性がない表現ではないでしょうか？公共目的を遂行する者が交通に関する音が聞こえない状態の音量でラジオ等を聞く状況も想像できませんし「ただし～」以降は不要ではないでしょうか。	1 提出意見を考慮した結果 提出意見に係る部分は原案のとおりとし、提出意見に係る部分以外の部分は文言等の一部を整理した上、規則を制定した。 2 理由 緊急自動車の運転者等が公益上緊急に対応しなければならないため大きな音量で緊急事案の内容等の無線の音声を聞きながら運転する場合等は、やむを得ないと考えられることから、除外しておく必要があると考える。

4 その他

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成24年3月28日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

(1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ

- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成24年3月28日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで